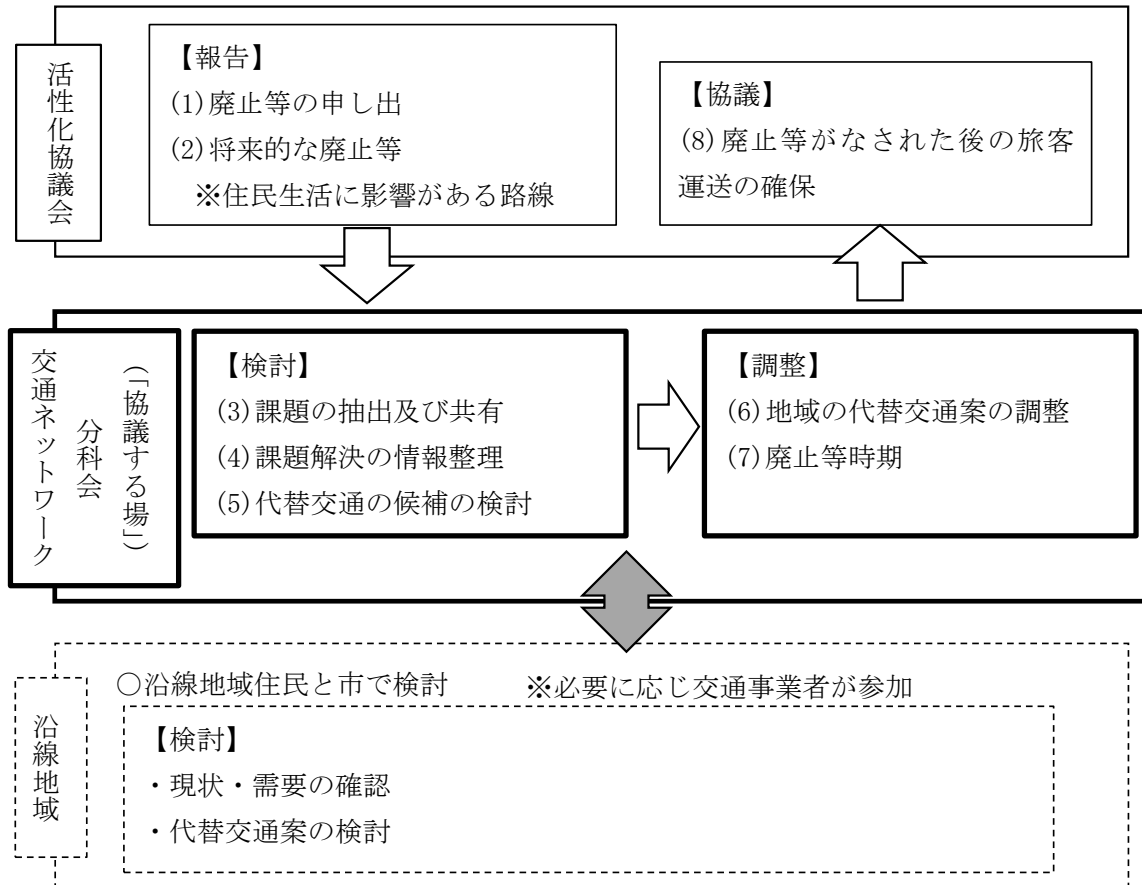


報告事項-1		路線バス休止の申し出について																												
事業者名	三田市・神姫バス（株）																													
担当者	入江	添付資料	有																											
<p>1. 休止路線の申し出</p> <p>三田市内を運行する2路線について、乗合バスの退出（路線休止）意向の申し出があったことにより、路線を休止する区間における代替手段の必要性を含め地域住民及び神姫バス等の関係者ととも、三田市地域公共交通活性化協議会で設置する協議の場において検討する。</p> <p>(1)退出（休止）路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>運行キロ</th> <th>便数</th> <th>輸送人員 (R7年度)</th> <th>乗車密度 ※</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 51系統 相野駅～つつじが丘～大川瀬大滝</td> <td>相野駅</td> <td>大川瀬大滝</td> <td>5.9km</td> <td>往復2便 平日のみ</td> <td>5,855人</td> <td>3.1人</td> <td>[影響が生じる区間] つつじが丘北口～大川瀬大滝 (2.1km) ・つつじが丘北口～大川瀬大滝間の年間利用者数 234人/年 ・利用者が多い区間（相野駅～つつじが丘北口間）は、別系統の運行あり</td> </tr> <tr> <td>② 6系統 三田駅～貴志～新三駅</td> <td>三田駅</td> <td>新三田駅</td> <td>10.1km</td> <td>往復1便 平日のみ</td> <td>1,985人</td> <td>1.8人</td> <td>[影響が生じる区間] 三田庁舎前～さんだ市民センター先 (1.7km) 三田幼稚園前～畑中先 (1.3km) ・利用者の比較的多いバス停（三田幼稚園前）は、最寄りのバス停に別系統の運行あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>※乗車密度：バスの起点から終点まで平均して何人乗車しているかを示す数値</p> <p>(2) 休止を必要とする理由 深刻な運転士不足及び利用者数の低迷により、路線維持が困難であるため</p> <p>(3) 休止意向予定日 令和9年4月1日</p>							路線名	起点	終点	運行キロ	便数	輸送人員 (R7年度)	乗車密度 ※	備考	① 51系統 相野駅～つつじが丘～大川瀬大滝	相野駅	大川瀬大滝	5.9km	往復2便 平日のみ	5,855人	3.1人	[影響が生じる区間] つつじが丘北口～大川瀬大滝 (2.1km) ・つつじが丘北口～大川瀬大滝間の年間利用者数 234人/年 ・利用者が多い区間（相野駅～つつじが丘北口間）は、別系統の運行あり	② 6系統 三田駅～貴志～新三駅	三田駅	新三田駅	10.1km	往復1便 平日のみ	1,985人	1.8人	[影響が生じる区間] 三田庁舎前～さんだ市民センター先 (1.7km) 三田幼稚園前～畑中先 (1.3km) ・利用者の比較的多いバス停（三田幼稚園前）は、最寄りのバス停に別系統の運行あり
路線名	起点	終点	運行キロ	便数	輸送人員 (R7年度)	乗車密度 ※	備考																							
① 51系統 相野駅～つつじが丘～大川瀬大滝	相野駅	大川瀬大滝	5.9km	往復2便 平日のみ	5,855人	3.1人	[影響が生じる区間] つつじが丘北口～大川瀬大滝 (2.1km) ・つつじが丘北口～大川瀬大滝間の年間利用者数 234人/年 ・利用者が多い区間（相野駅～つつじが丘北口間）は、別系統の運行あり																							
② 6系統 三田駅～貴志～新三駅	三田駅	新三田駅	10.1km	往復1便 平日のみ	1,985人	1.8人	[影響が生じる区間] 三田庁舎前～さんだ市民センター先 (1.7km) 三田幼稚園前～畑中先 (1.3km) ・利用者の比較的多いバス停（三田幼稚園前）は、最寄りのバス停に別系統の運行あり																							

(4) 休止路線図 別添資料のとおり

2. 協議する場

バス路線の減便・廃止等の課題が発生する場合の「協議の場」は、「路線再編」に関わるものであることから、三田市地域公共交通活性化協議会の「交通ネットワーク分科会」を協議の場に位置付け、協議検討する。



交通ネットワーク分科会委員及び出席者(案)

◇分科会委員 (バス路線の減便・廃止等の課題が発生する場合の協議)

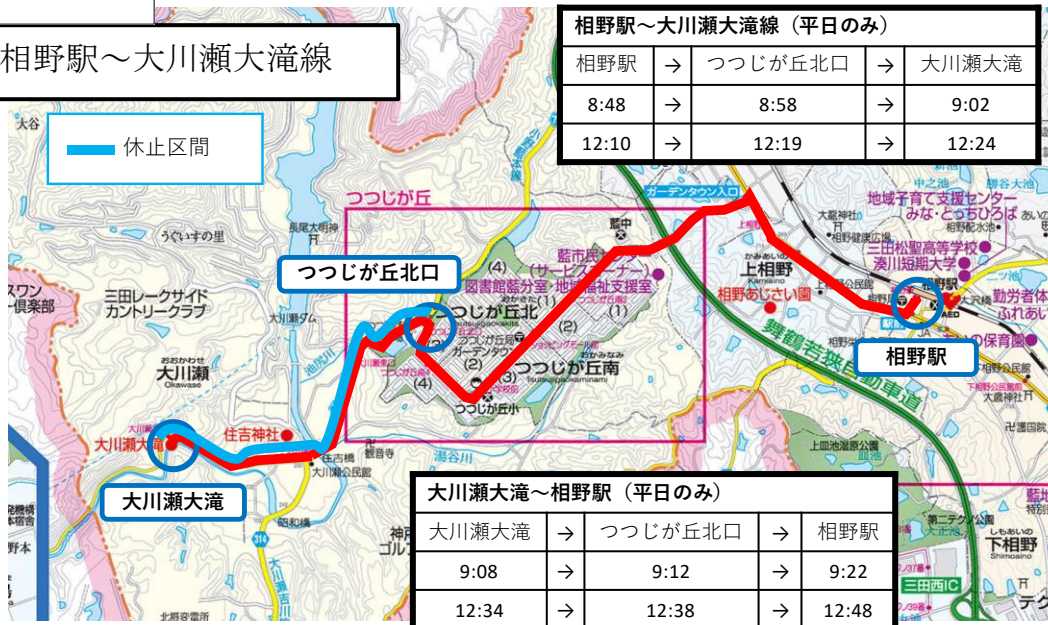
	委員 (案)
分科会長	活性化協議会会長
分科会委員	バス事業者
	タクシー事業者
	三田市 (道路管理者)
	社会福祉協議会
	市民委員

◇その他出席を依頼する者 (要領第5条第7項) :

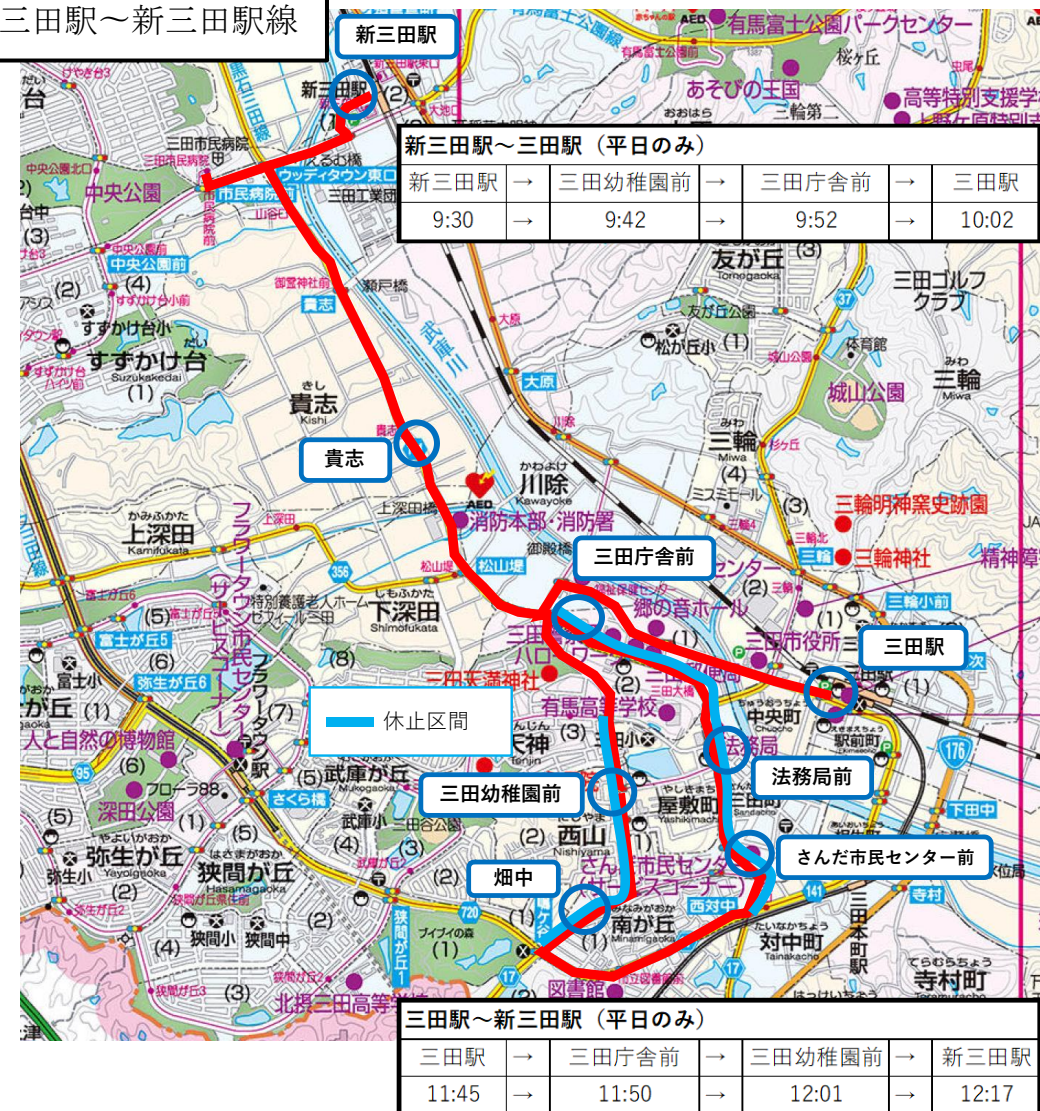
- ・バス事業者のダイヤ編成部署職員 (情報共有の際等)
- ・当該路線が接する地域の住民 (自治会、まちづくり協議会等代表)

休止路線図

① 相野駅～大川瀬大滝線



② 三田駅～新三田駅線



報告事項-2		令和7年度自動運転バス実証実験結果について																																											
事業者名	三田市																																												
担当者	伊藤	添付資料	なし																																										
<p>1. 事業背景・目的</p> <p>将来的に人口減少や急激な高齢化が進展することで、これまで通勤・通学需要に支えられてきた路線バスのサービス低下、移動総量の減少による地域商業エリアの魅力喪失が懸念され、加えて現時点においても「運転士不足」を起因として路線バスが休止されるなど、公共交通ネットワークの持続性に課題がある状況である。</p> <p>このような状況を打破するため、路線バスの自動運転化による路線バスサービスを維持し、市内全体の公共交通ネットワークの持続性を向上させ、活力のあるまちづくりを目指す。</p> <p>2. 実証実験の運行概要及び結果</p> <p>(ア) 運行概要と結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>(参考) 令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">運行概要</td> </tr> <tr> <td>運行期間</td> <td>令和8年1月27日～2月20日</td> <td>令和6年11月1日～12月18日</td> </tr> <tr> <td>運行日数</td> <td>18日間</td> <td>33日間</td> </tr> <tr> <td>運行場所</td> <td>ウッディタウン地区</td> <td>令和7年度同様</td> </tr> <tr> <td>車両</td> <td>大型EVバス</td> <td>中型ディーゼルバス</td> </tr> <tr> <td>便数</td> <td>1日6便</td> <td>令和7年度同様</td> </tr> <tr> <td>運賃</td> <td>大人210円～(対キロ区間制)</td> <td>令和7年度同様</td> </tr> <tr> <td>道路運送法</td> <td>第4条(通常の路線バスと同じ)</td> <td>令和7年度同様</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・車両変更 (中型ディーゼルバス → 大型EVバス) ・自動運転バス車両による駐車車両回避(一部区間) ・キャッシュレス推進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自動運転バス車両による駐車車両回避(一部区間) ・スマートポール </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">結果</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>268人</td> <td>1,415人</td> </tr> <tr> <td>1便当たりの利用者数</td> <td>3人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>自動運転の走行割合</td> <td>95%</td> <td>96%</td> </tr> </tbody> </table>					令和7年度	(参考) 令和6年度	運行概要			運行期間	令和8年1月27日～2月20日	令和6年11月1日～12月18日	運行日数	18日間	33日間	運行場所	ウッディタウン地区	令和7年度同様	車両	大型EVバス	中型ディーゼルバス	便数	1日6便	令和7年度同様	運賃	大人210円～(対キロ区間制)	令和7年度同様	道路運送法	第4条(通常の路線バスと同じ)	令和7年度同様	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・車両変更 (中型ディーゼルバス → 大型EVバス) ・自動運転バス車両による駐車車両回避(一部区間) ・キャッシュレス推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転バス車両による駐車車両回避(一部区間) ・スマートポール 	結果			利用者数	268人	1,415人	1便当たりの利用者数	3人	7人	自動運転の走行割合	95%	96%
	令和7年度	(参考) 令和6年度																																											
運行概要																																													
運行期間	令和8年1月27日～2月20日	令和6年11月1日～12月18日																																											
運行日数	18日間	33日間																																											
運行場所	ウッディタウン地区	令和7年度同様																																											
車両	大型EVバス	中型ディーゼルバス																																											
便数	1日6便	令和7年度同様																																											
運賃	大人210円～(対キロ区間制)	令和7年度同様																																											
道路運送法	第4条(通常の路線バスと同じ)	令和7年度同様																																											
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・車両変更 (中型ディーゼルバス → 大型EVバス) ・自動運転バス車両による駐車車両回避(一部区間) ・キャッシュレス推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転バス車両による駐車車両回避(一部区間) ・スマートポール 																																											
結果																																													
利用者数	268人	1,415人																																											
1便当たりの利用者数	3人	7人																																											
自動運転の走行割合	95%	96%																																											

(イ) 運行ルート/ダイヤ



順番	バス停留所	時刻表					
		10時	11時	12時	14時	15時	16時
①	新三田駅	25	35	45	55	65	75
②	北摂中央口	28	38	48	58	68	78
③	市民病院前	29	39	49	59	69	79
④	中央公園前	31	41	51	61	71	81
⑤	すずかけ台小学校前	33	43	53	63	73	83
⑥	北摂中央幼稚園前	34	44	54	64	74	84
⑦	すずかけ台ハイツ前	35	45	55	65	75	85
⑧	あかしあ台1丁目	36	46	56	66	76	86
⑨	はじかみ池公園前	38	48	58	68	78	88
⑩	コミュニティホール前	39	49	59	69	79	89
⑪	あかしあ台小学校前	41	51	61	71	81	91
⑫	あかしあ台2丁目北	44	54	64	74	84	94
⑬	あかしあ台ハイツ前	45	55	65	75	85	95
⑭	センチュリープラザ前	47	57	67	77	87	97
⑮	けやき台4丁目	49	59	69	79	89	99
⑯	けやき台小学校前	50	00	10	20	30	40
⑰	けやき台3丁目	52	02	12	22	32	42
⑱	中央公園北口	54	04	14	24	34	44
⑲	中央公園前	56	06	16	26	36	46
⑳	市民病院前	58	08	18	28	38	48
㉑	北摂中央口	59	09	19	29	39	49
①	新三田駅	11:05	12:05	13:15	15:15	16:05	17:05

(ウ) 分析と今後の方向性について

<利用者数>

令和6年度は既存路線バスとダイヤの重複が発生し、後続バスの利用に影響を及ぼしたため、令和7年度はバスのダイヤ変更をすることにより、鉄道との接続性が低下し利用者が減少したと推察される。

実装時には既存バス路線との置き換え等を想定しており、既存路線バスの利用者数(同時間帯 約14名/便)が確保できる見込みである。

<自動運転の走行割合>

実装を見据え、車両を中型バスから路線バスの標準サイズである大型バスに変更し、令和6年度から△1ポイントと前年並みの自動運転走行割合を確認した。

また、ディーゼルバスから変速機を持たないEVバスへの変更により、走行中の変速ショックがない等滑らかな走行となり、乗り心地の向上を図れた。

<走行課題及び今後の方向性>

令和8年度は実証実験終了後に、L4(特定条件下における完全自動運転)手続きを開始することを予定しているため、走行課題の1点目として、走行割合の技術面を向上を図る必要がある。これまで取り組んできた「駐車車両回避」の実施区間を、令和8年度は全区間に拡大するなど、自動運転システムの深度化を図ることで、L4申請に向けて最終調整となる実証実験を想定している。

走行課題の2点目としては、全体的な乗り心地は向上したものの、急勾配にあるバス停の停車時にガクンと感じるケース等を確認しており、確認した事例等を改善することで、更なる乗り心地の向上を目指す。

報告事項-3	本庄地区及び広野地区北部における乗合交通の開始について		
事業者名	三田市		
担当者	池本	添付資料	有

<概要>

本庄地区及び広野地区北部において、令和7年度のタクシーを用いた乗合交通の実験を経て、令和8年4月1日より本格運行を開始した。

<運行目的>

交通空白解消のため、鉄道への接続に加えて地区内の病院やウッディタウンの生活利便施設へのアクセスも可能にすることで、生活交通手段として持続的な交通手段とすることを目的にタクシー事業者と協力し、乗合交通を導入した。

<運行概要>

表1 乗合タクシー運行条件

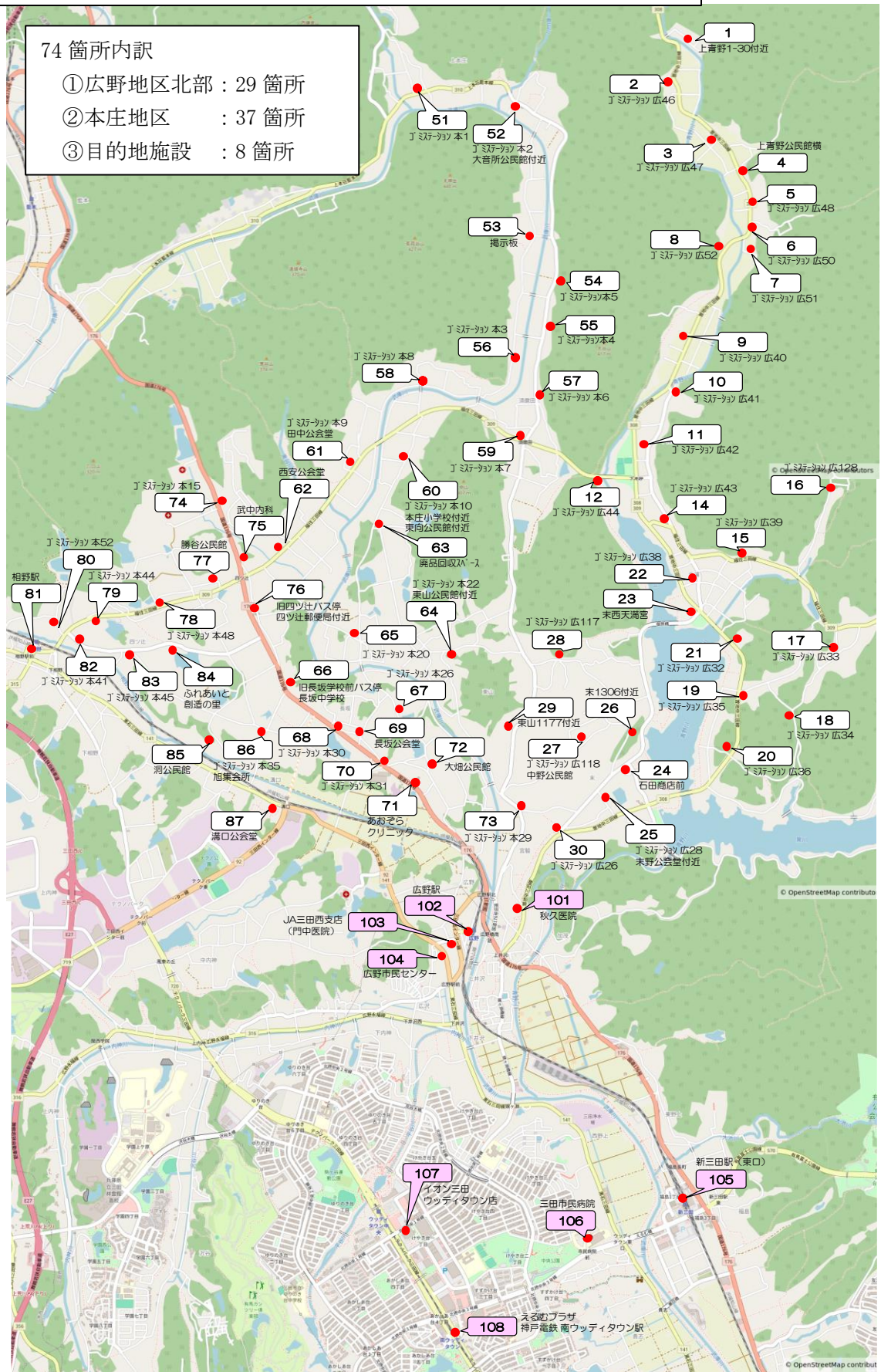
No	項目	内容
1	利用対象者	本庄地区：地区全域の住民及び家族等関係者 広野地区：地区北部（8自治会）の住民及び家族等関係者
2	運行事業者	日本交通株式会社 ※運行主体、運行管理者、整備管理者、事故対応の責任者 ※道路運送法第4条による一般乗合旅客運送事業
3	運行方式	乗降固定型デマンド交通 (利用イメージや乗降箇所は別紙参照) 予約配車システム「チョイソコ」を活用
4	運行日	土日祝を除く月～金曜日の平日
5	運行時間	7:30～16:00
6	運賃	大人 500 円/回 小人・障害者等 250 円/回 幼児無料 ※注
7	運行台数	セダン型車両 1 台 (終日、乗車定員：4 名)
8	乗降箇所 (停留所) ・目的地	乗降箇所：対象 2 地区内の代表地点 計 74 箇所 (別紙) (停留所) 目的地：相野駅、広野駅、新三田駅及び南ウッディタウン駅 三田市民病院、地区内医院、ウッディタウン内施設等 ※目的地間での移動は不可
9	予約方法	予約方法：電話、インターネット (アプリ) での予約 ※電話は、コールセンターによる受付を実施 受付時間：電話は平日 9 時～17 時 インターネットは 24 時間対応 予約時間：予約利用希望の 1 週間前から 30 分前まで 7:30～9:30 の運行については前日までに予約

※注 大人 18 歳以上、小人 6 歳以上 18 歳未満、幼児 6 歳未満 (4 月 1 日時点の年齢)

別紙：乗降箇所（停留所） 対象2地区内の代表地点 計74箇所

74箇所内訳

- ① 広野地区北部：29箇所
- ② 本庄地区：37箇所
- ③ 目的地施設：8箇所



<運行開始式の開催>

運行開始を記念するとともに、周知活動の一環として、令和8年4月4日（土）に運行開始式を開催した。



<今後について>

①事業の評価指標及び基準値

No.	評価指標	基準値	備考
1	乗合率（1運行あたりの乗車人数）	1.6人	令和7年度実証運行実績：1.6人/日
2	収支率（運賃収入／運行経費）	10%	令和7年度実証運行実績：6.5%
3	1日あたり利用人数（平均）	14人/日	令和7年度実証運行実績：8.4人/日

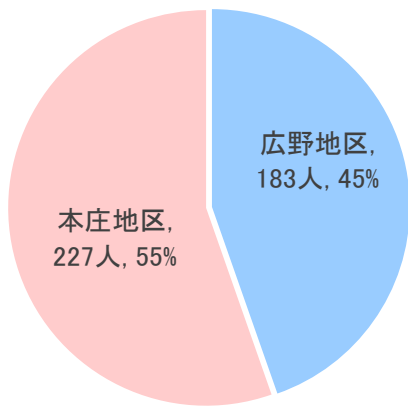
②基準値達成に向けた取組

- ※対象2地区合同で、利用・乗合を促進する活動を行う組織を令和8年度に設立。
- ・市と組織で協力し、定期的な説明会やツアー等を企画・開催、利用促進に取り組む。
 - ・定期的に評価検証を行い、基準値達成を見据えた活動を行う。
 - ・年度単位などで運行条件の見直しを検討、収支率など事業性の向上を図る。

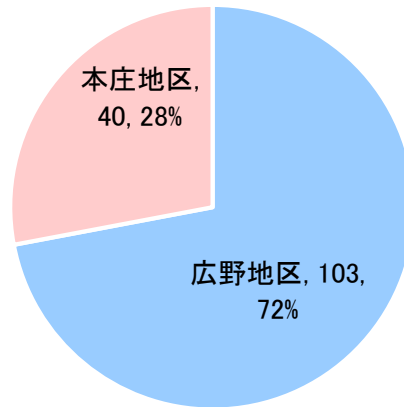
<令和8年4月利用状況（速報）>

令和8年4月実績：登録者 410 人、延べ利用人数 143 人、乗合率 1.3

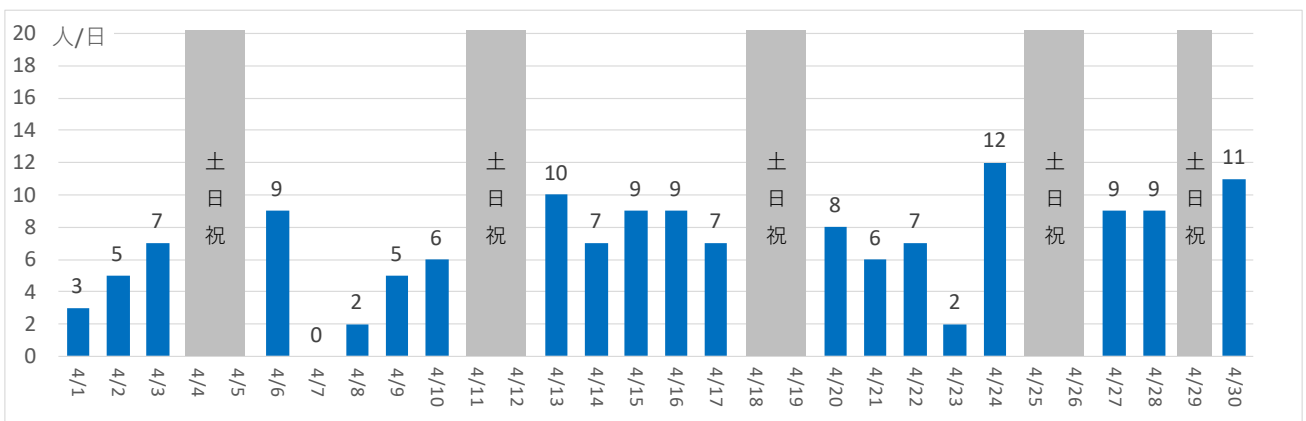
登録者（人）地区別内訳（N=410）
※令和7年度 321 人から 89 人増加



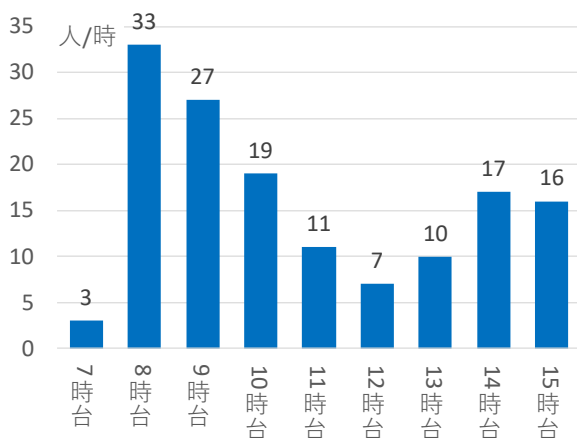
延べ利用者（人）地区別内訳（N=143）
※乗合率 1.3



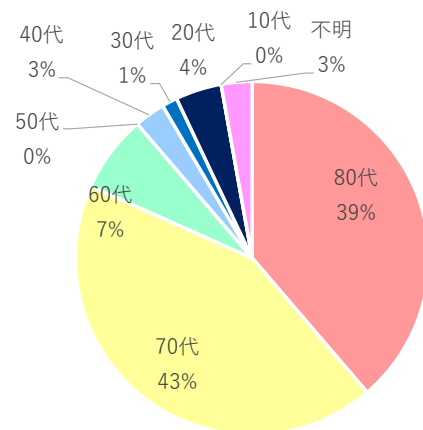
日別延べ利用者数（人/日）（N=143、運行可能日数：21日）



乗車時刻別延べ利用者数（人）（N=143）



年代別利用者数（人）（N=143）



報告事項-4	令和7年度志手原校区における地域内交通実証実験の結果について		
事業者名	三田市		
担当者	入江	添付資料	なし

市では、志手原校区の地域課題である生活交通手段の確保に向け、志手原校区地域づくり協議会と共創により地域内交通の検討を進めています。令和7年7月（第1回）に続き実施しました実証実験（第2回）の結果を報告します。

1. 運行概要

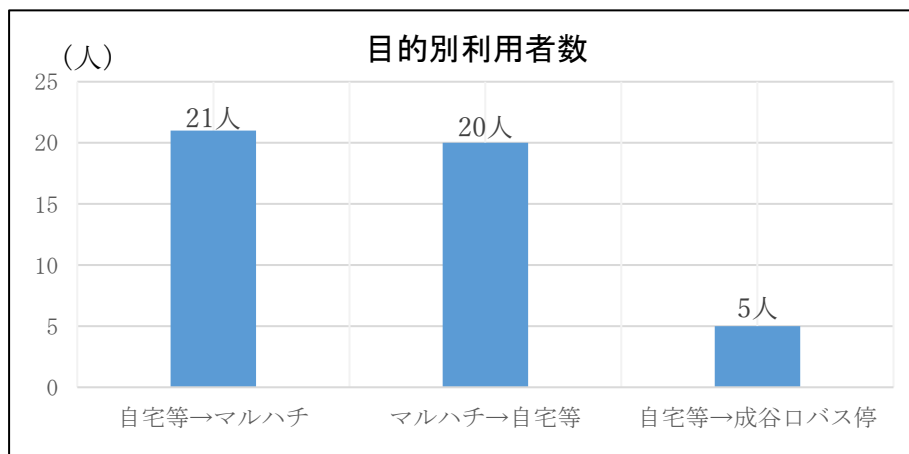
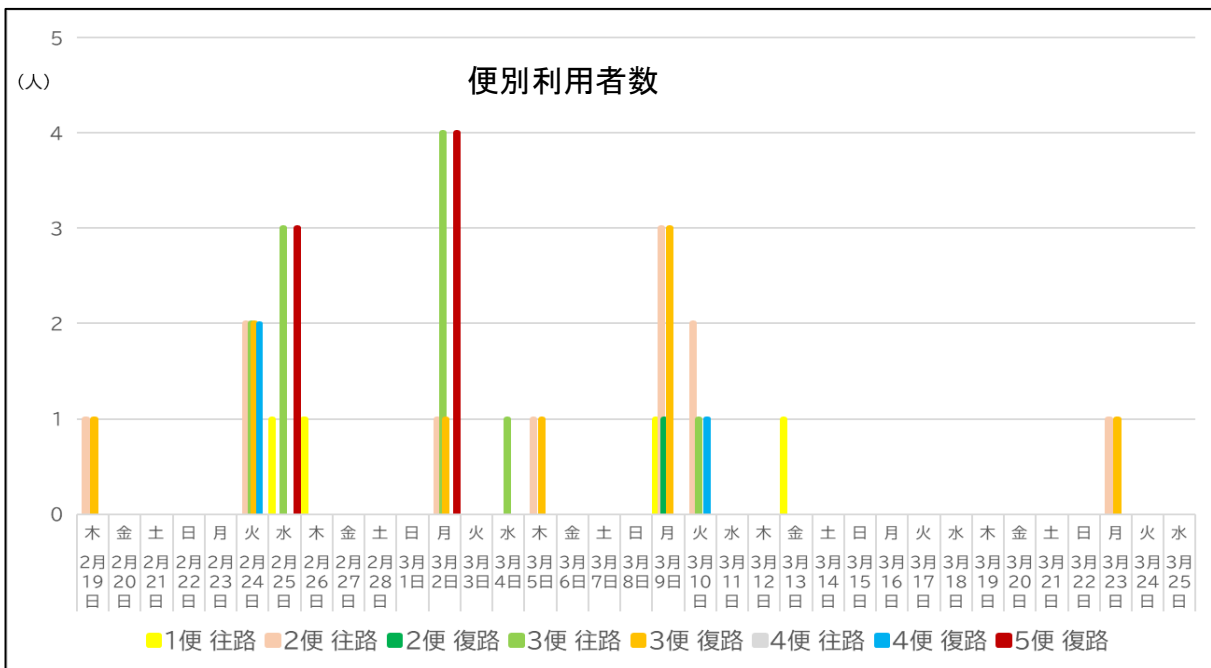
目的	地域課題である生活交通手段の確保に向けて、タクシーを相乗り利用する地域内交通の実証実験
実施期間	令和8年2月19日(木)から3月25日(水)（平日のみ23日間）
実施主体	志手原校区地域づくり協議会、三田市
運行主体	市内タクシー事業者
運行内容	地域づくり協議会にて予約受付・調整を行い、タクシー事業者へ配車依頼する『定時運行のデマンド運行』 相乗りタクシー（道路運送法の一般乗用旅客運送事業）
目的地	自宅等 ⇄ 神姫バス「成谷口」停留所、スーパーマルハチ三田店
料金	神姫バス「成谷口」停留所 片道250円/回（地域内） スーパーマルハチ三田店 片道500円/回（地域外）

運行ダイヤ

	往路			復路		
	自宅前等 発	成谷口 着	スーパーマルハチ 着	スーパーマルハチ 発	成谷口 発	自宅前等 着
第1便	9:00	9:15	9:22	—	—	—
第2便	10:00	10:10	10:17	10:20	10:27	10:32
第3便	11:00	11:10	11:17	11:33	11:40	11:45
第4便	12:00	12:10	12:17	12:20	12:27	12:32
第5便	—	—	—	13:20	13:27	13:32

〈実証実験結果〉

稼働日数	11日（稼働率48%）、運行便数27便
延べ利用者数	46人
1台当たり利用者数	1.7人/台
収支率	15.5%



R6～R7 実証実験結果

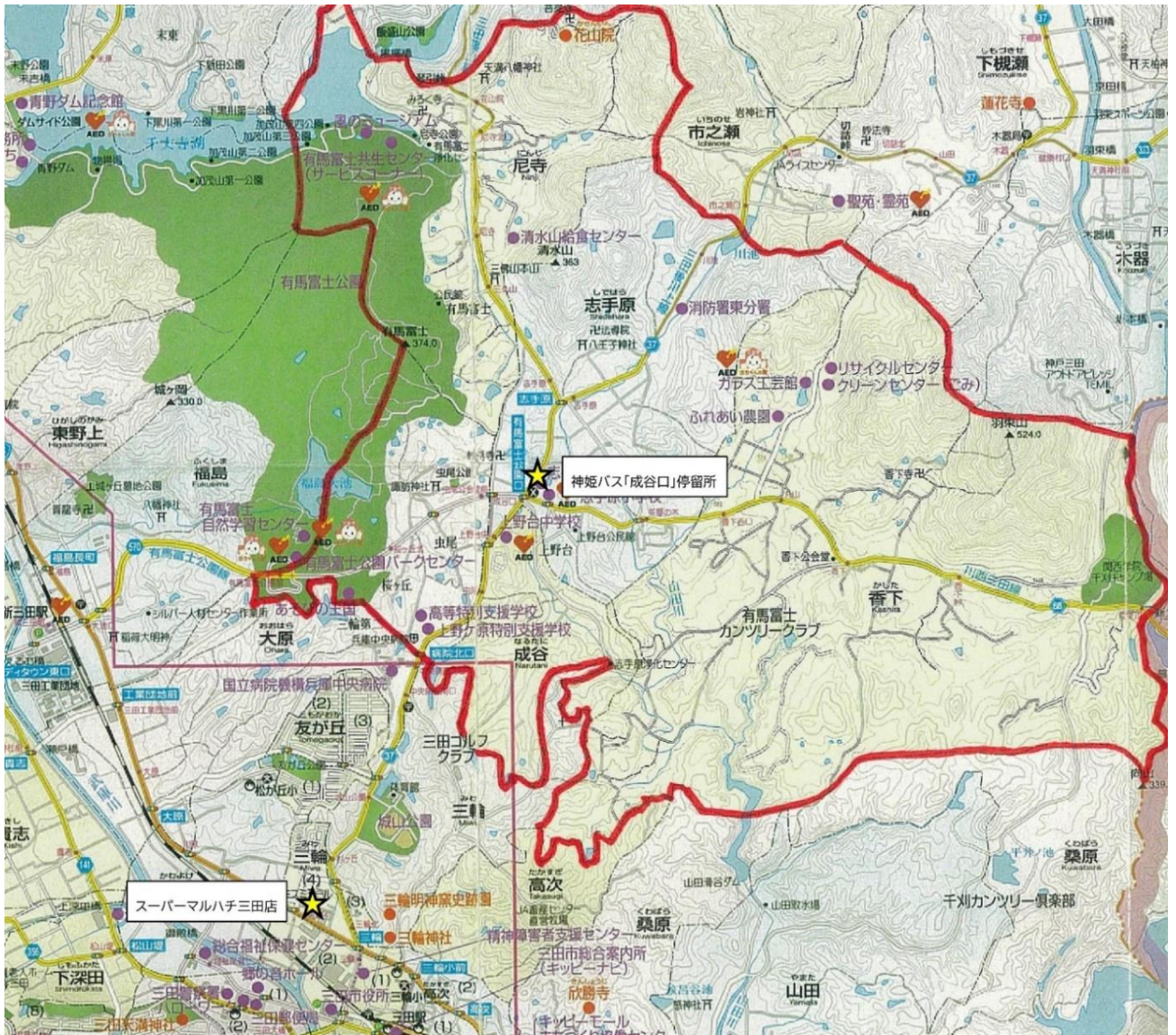
	R 6	R 7 (第1回)	R 7 (第2回)
1台当り利用者	1.32人/台	1.92人/台	1.7人/台
収支率	10.4%	19.0%	15.5%
稼働率	45%	36%	48%

2. 令和8年度実装運行に向けた検討事項

地域による実施体制や相乗り利用状況、収支率等から、安定的な事業継続に向けて可能性を確認することができた。稼働率が50%を下回っていることから、更なる利用促進と稼働率を高めるためのしくみを検討する必要がある。

今後は多数の住民に利用していただけるよう、運行内容や利用予約方法、周知広報等について検討を重ね、年内（下半期）の実装運行を目指します。

志手原校区地域内交通運行エリア図



報告事項-5	生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統確保維持計画）の軽微な変更について		
事業者名	三田市		
担当者	池本	添付資料	有
<p>【内容】</p> <p>1. 概要</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業の地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統補助を活用するため、令和7年度第2回地域公共交通活性化協議会での協議を経て、令和8年度生活交通確保維持改善計画を策定した。</p> <p>令和8年3月のダイヤ改正により、対象路線バスの便数に一部変更が生じたが、軽微な変更は事務局に一任する協議として調ったため、協議は行わず生活交通確保維持改善計画の変更手続きを行った。</p> <p>計画対象路線及び変更が発生した路線は下記のとおり。</p> <p>(1) 地域間幹線系統</p> <p>① 三田駅～市立図書館前～みなぎ台 ※運行回数減</p> <p>2. 計画の対象期間</p> <p>令和7年10月1日から令和8年9月30日まで</p> <p>3. 提出資料</p> <p>別紙のとおり</p>			

(参考1) 補助対象路線

凡例

支援路線

【神姫バス】

- みなぎ台線
- 社線
- 大沢・岡場線
- 渡瀬線
- 三木線
- 乙原・母子線
- 波豆川線
- 幡尻線
- 小柿線
- 広野線
- 香下線
- 支援対象外路線

支援の種類

- 国が支援する路線（幹線系統）
- 国が支援する路線（フィーダー系統）
- 県・市が協調して支援する路線
- 市が支援する路線



(参考2) 軽微な変更について（地域公共交通確保維持改善事業実施要領より抜粋）

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、活性化法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 三田市地域公共交通活性化協議会
住 所 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
代表者氏名 会長 土井 勉

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 年 月 日付け 第 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和8年4月1日

○ 変更箇所

表1 確保維持事業に要する国庫補助額

表2 3 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

○ 変更理由

申請番号17 「三田駅～市立図書館前～みなぎ台」について、運行事業者が令和8年4月1日にダイヤ改正を行い運行回数の変更が生じるため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (三田市)	神姫バス株式会社	(1) 三田駅～市立図書館 前～みなぎ台(17)	3,486.0	(変更前 3,537.5)
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			3,486	(変更前 3,537.5)

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 神姫バス株式会社

R8

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ)	10,132,189千円
	営業費用	11,328,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ)	11,349,486千円
	営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円
補助対象期間の 前々年度 の実車走行キロ(ハ)	23,327,301.0 km				経常収支率	89.27 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ')	9,276,469千円
	営業費用	10,689,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ')	10,708,300千円
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	23,543,645.0 km				経常収支率	86.62 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,519,275千円	営業外収益	19,431千円	経常収益(イ'')	8,538,706千円
	営業費用	10,367,750千円	営業外費用	11,512千円	経常費用(ロ'')	10,379,262千円
	営業損益	△ 1,848,475千円	営業外損益	7,919千円	経常損益	△ 1,840,556千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	23,751,397.0 km				経常収支率	82.26 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭
京阪神	436円.99銭	454円.82銭	486円.53銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)÷3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ-ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	459円.44銭	426円.56銭	426円.56銭	32円.88銭	434円.34銭
京阪神	459円.44銭	558円.96銭	459円.44銭		434円.34銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の 当年度	3/3	28.61%
		基準期間の 年度	/3	
		基準期間の 年度	/3	

変更前
2,166.0回
(5.9回)

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	特別 措置	運行 系統名	運行系統			計画運 行回数 ()	計画平均 乗車密度 ②	計画輸 送量 ①×② =③	系統キロ程	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程		系統キロ程と地域 公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との競合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との競 合部分以外のキ ロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ ル))÷チ=ロ	
				起点	主な 経由地	終点					オ	ケ		リ	ヌ					ル
北近畿	(17)	三田駅~市立図書館前~みなぎ台	三田駅	市立図書館前	みなぎ台	365日	2,134.5回 (5.8回)	6.6	382人	往15.1km	(平均)		(平均)	往7.9km	(平均)		(平均)			%
										復15.1km	15.1km		復7.9km	7.9km				47.682		
										往15.1km	15.1km		往7.2km	7.2km				47.682		
計	1系統								往15.1km	(平均)		(平均)	往7.9km	(平均)		(平均)				
京阪神	17	三田駅~市立図書館前~みなぎ台	三田駅	市立図書館前	みなぎ台	365日	2,134.5回 (5.8回)	6.6	382人	往15.1km	(平均)		(平均)	往7.2km	(平均)		(平均)			%
										復15.1km	15.1km		復7.2km	7.2km				52.317		
										往15.1km	15.1km		往7.9km	7.9km				52.317		
計	1系統								往15.1km	(平均)		(平均)	往7.2km	(平均)		(平均)				
合計	2系統								往30.2km	(平均)		(平均)	往15.1km	(平均)		(平均)				

補助 ブロック 名	申請 番号	特別 措置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都 道府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率 (チ-(リ+ヌ+ ル))÷チ=ロ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額: カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象系統の経常収 益の見込額 ノ×ワ以上の額: ヨ				
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3ヵ年平均		基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
						基準期間にお ける実車走行キ ロ当たり経常収 益の運賃改定による 増収分 f×コ÷(1+コ)× フ=g	経常収益控除額 ケとのいずれか少 ない額 h	補助金交付要綱 別表2(注)4.の 適用後のキロ当 たり経常収益 ノ-h=ノ'	(d+e)÷3=ノ'	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=e		経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=f	
北近畿	(17)		47.682%	64,461.9km	27,496,868円	217円.61銭	60円.71銭	32円.88銭	217円.61銭	250円.49銭	18,334,581円	79,335.4km	231円.10銭	19,856,165円	80,241.4km	247円.45銭	20,112,553円	73,688.0km	272円.94銭	14,027,554円
合計				64,461.9km	27,496,868円						18,334,581円	79,335.4km		19,856,165円	80,241.4km		20,112,553円	73,688.0km		14,027,554円
京阪神	17		52.317%	64,461.9km	29,616,375円	250円.49銭	60円.71銭		250円.49銭	250円.49銭	18,334,581円	79,335.4km	231円.10銭	19,856,165円	80,241.4km	247円.45銭	20,112,553円	73,688.0km	272円.94銭	16,147,061円
合計				64,461.9km	29,616,375円						18,334,581円	79,335.4km		19,856,165円	80,241.4km		20,112,553円	73,688.0km		16,147,061円


補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨミタ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ラ' =ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
													都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
													負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	(17)		13,469,314円	12,373,590円	12,373,590円	5,899,975円	5,899,975円		5,899 千円	2,949.5千円	15,588,821円	12,639,321円									
		三木市				5,899,975円			5,899 千円	2,949.5千円	7,433,061円	4,483,561円					4,483,561円	100.0%			
	計		13,469,314円	12,373,590円	12,373,590円	5,899,975円	5,899,975円		5,899 千円	2,949.5千円	7,433,061円	4,483,561円					4,483,561円	100.0%			
京阪神	17		13,469,314円	13,327,368円	13,327,368円	6,972,479円	6,972,479円		6,972 千円	3,486.0千円	13,469,314円	9,983,314円									
		三田市				6,972,479円			6,972 千円	3,486.0千円	7,046,741円	3,560,741円					3,560,741円	100.0%			
	計		13,469,314円	13,327,368円	13,327,368円	6,972,479円	6,972,479円		6,972 千円	3,486.0千円	7,046,741円	3,560,741円					3,560,741円	100.0%			
	合計		26,938,628円	25,700,958円	25,700,958円	12,872,454円	12,872,454円		12,871 千円	6,435.5千円	14,479,802円	8,044,302円					8,044,302円	100.0%			

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)こと。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

報告事項-6		武庫が丘地域自家用有償旅客運送（むこぐるぐる）の乗車券について	
事業者名	三田市		
担当者	伊藤	添付資料	なし
<p>武庫が丘地区において、センター地区への移動手段等を確保するため、グリーンスローモビリティを活用した自家用有償旅客運送を令和8年1月26日から実施している。乗車券について、これまで販売していた「5回乗車可能券（1,000円）」、「3か月利用券（3,000円）」、「1年利用券（12,000円）」に加え、<u>1か月利用券（1,000円）</u>を販売する。</p>			
1. 運行概要			
項目	内容		
開始時期	令和8年1月26日(月)～		
実施主体	三田市モビリティサービス推進協議会		
運行日	月曜日・水曜日・金曜日（祝日除く）		
運行ルート	武庫が丘地内 (エキマエアキチ起終点：1周約5km)		
運行ダイヤ	1日6便（9-14時：毎時00分発）		
乗車券	5回乗車可能券（1,000円） <u>1か月利用券（1,000円）</u> ←追加 3か月利用券（3,000円） 1年利用券（12,000円）		
			
2 乗車券の追加理由			
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び地域等から <u>1か月利用券販売の希望があったため</u>。 ・販売時において、3か月定期券の購入は心理的ハードルが高く、5回乗車可能券を購入する傾向を確認。また5回乗車可能券の販売割合は全体の約5割であるが、利用割合は全体の約2割と利用回数が少ない傾向にある。 ・R6年度実証実験の平均乗車人数/便は3.0名に対し、R7年度の平均乗車人数/便は1.5名であり利用促進が必要となる。利用促進策の1つとして、<u>1か月利用券を追加することで、購入及びリピートしやすい環境を整えること</u>で、利用者数の増加を図る。 			